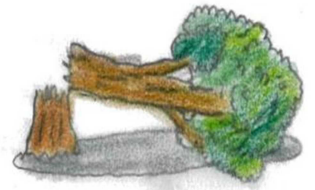


危険木伐採等事業費補助金のお知らせ

事業内容

町民の安心安全な生活環境を保全するため、町内の危険木の伐採等を地域ぐるみの活動として行う者に対して、その経費の一部を補助する事業です。

※申請の際に地域の代表者（自治会長もしくは農家代表者、実行組合長）と連名で申請していただきます。



対象となる危険木

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に所在する、胸高直径20cm以上で、かつ、樹高5m以上の樹木で、倒木により「建造物」「ため池」及び「公道の交通、電力供給等のライフライン」に『直接的な被害を与える恐れのある立木』又は『直接的に被害を与えている倒木』が対象となる危険木です。

補助金の交付の対象者

- 1 危険木を所有する者
- 2 危険木により被害を受け、又は受けるおそれのある建造物を所有する者
- 3 危険木により被害を受け、又は受けるおそれのあるため池を管理する者
- 4 危険木により被害を受け、又は受けるおそれのある住宅に入居する者

補助対象経費

- 1 危険木の伐採、玉切り、整置に要する経費であって、委託先に支払う経費。
- 2 危険木を販売処理する場合は、補助対象経費からその売却した額を差し引いて補助します。



補助金の額、回数及び交付申請期間

補助対象経費の2分の1の額を補助します。（上限あり）

※土地一筆あたり30万が上限です。申請は土地一筆につき年度内に1回までです。

※補助金の交付申請は毎年2月末日までです。

お問い合わせ

精華町 事業部 農政課 農地保全係

TEL：0774-95-1903

FAX：0774-95-3973



補助金申請等に係る Q & A (危険木伐採等事業)

Q 1 危険木を所有する者及び建造物を所有する者が法人の場合でも、補助金の対象者となるのか。

A 1 補助金の交付の対象者となるのは個人の場合です。ただし、伐採等を地域ぐるみの活動として行う場合に限り、地域の代表者（自治会長もしくは農家代表者、実行組合長）と連名で申請して下さい。

Q 2 危険木が地域森林計画の対象森林内に所在するのかわからない。

A 2 農政課にお問合せ下さい。（TEL0774-95-1903）

Q 3 危険木の胸高直径と樹高を測ることが出来ない。

A 3 農政課にお問合せ下さい。（TEL0774-95-1903）

Q 4 既に伐採・撤去した危険木は対象となるか。

A 4 原則、補助金の申請をしていただき、町の交付決定後危険木を伐採していただく流れになりますが、町民の安全を確保するため、緊急に伐採をしなければならなかった場合で、町長が適当と認めた場合は、地域ぐるみの活動として補助金の交付の申請を行うことができますのでご相談ください。ただし、撤去経費については、補助の対象とはなりません。

Q 5 借家の上段に倒れそうな木があるので所有者に代わって業者に伐採を依頼したいが対象となるか。

A 5 地域ぐるみの活動として伐採する場合は、補助対象となります。ただし、危険木を所有する者に事業実施の承諾を受けている場合に限り、対象となります。

Q 6 補助金の対象規模は。

A 6 危険木 1 本当たりではなく、危険木が所在する土地 1 筆当たりの伐採等にかかった事業費を補助するものです。
例えば、土地 1 筆内に、危険木が 1 本であっても 10 本であっても補助対象経費の 2 分の 1 の額を上限額（30 万円）の範囲で助成します。
なお、危険な状態を回避するための経費を補助するものであるため、伐採・玉切り・整置のみの経費を補助します。（搬出経費は補助対象外です。）

Q 7 個人で伐採した場合も対象となるか。

A 7 危険木の伐採等については、専門的な技術や知識が必要であり、また危険を伴うことが予想されますので、業者へ委託された場合のみ対象とします。